

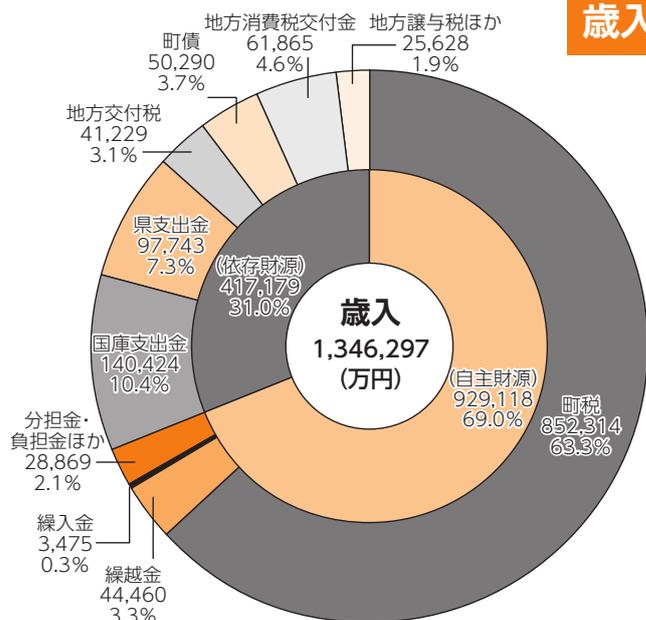
# 平成29年度 決算の報告

特集

平成29年度(平成29年4月～平成30年3月)の決算がまとまり、9月議会において認定されましたので、その概要についてお知らせします。また、詳細な数値等については、町ホームページにて公表しています。

一般会計の決算額は、歳入134億6,296万7,422円(前年度比+19.0%)、歳出130億8,975万6,257円(前年度比+20.4%)となりまして、差引額3億7,321万1,165円は平成30年度へ繰り越しました。

## 歳入



町税収入は法人町民税収の増収等により、前年度比27億9,727万円(+48.9%)の大幅な増額となりました。

地方交付税も、平成28年度が普通交付税の不交付団体であったことに対し、平成29年度は交付団体となったため、3億7,104万円の増額(+899.5%)となっています。

一方、税収と地方交付税の増額により財源が確保され、財政調整基金の取崩しが不要となったために、繰入金は前年度比12億4,537万円の減額(▲97.3%)となっています。

依存財源の割合としては、前年度から0.9ポイント上昇しましたが、大きな変化はありませんでした。

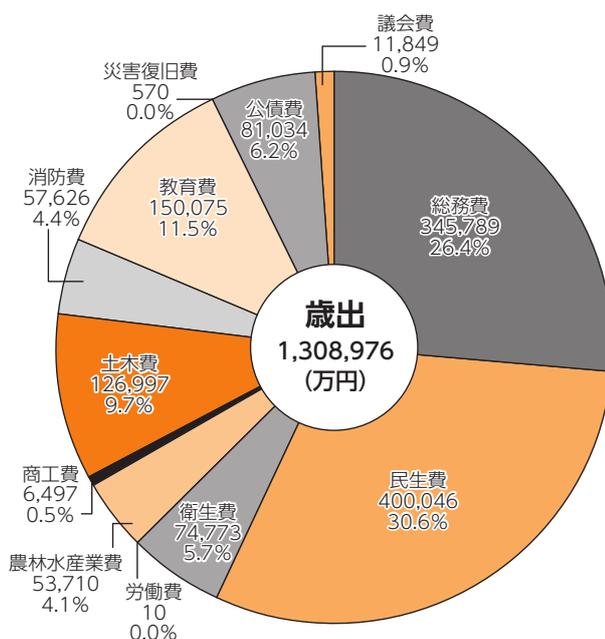
## 歳出

目的別に見ると、民生費の割合が最も大きくなっています。障がい者福祉事業(6億4,797万円)や各種医療費支給事業(1億5,121万円)等の社会保障に対する事業経費ですが、総額は年々増加傾向にあります。

次に総務費の割合が大きいのは、税収増等に伴う剰余金を財政調整基金、町債管理基金、新設された公共施設等総合管理基金に積立金として支出していること等によるものです。

教育費については、上三川小学校体育館の新築事業(6億2,075万円)が平成28年度で終了したものの、小中学校への空調設備整備事業(5億960万円)等が実施され、引き続き歳出の中で大きな割合を占めています。

消防費も、消防団員詰所建設や消防車両更新、防災行政無線携帯局等の整備を行い、引き続き高い水準を維持しています。



## 特別会計及び水道事業会計の決算

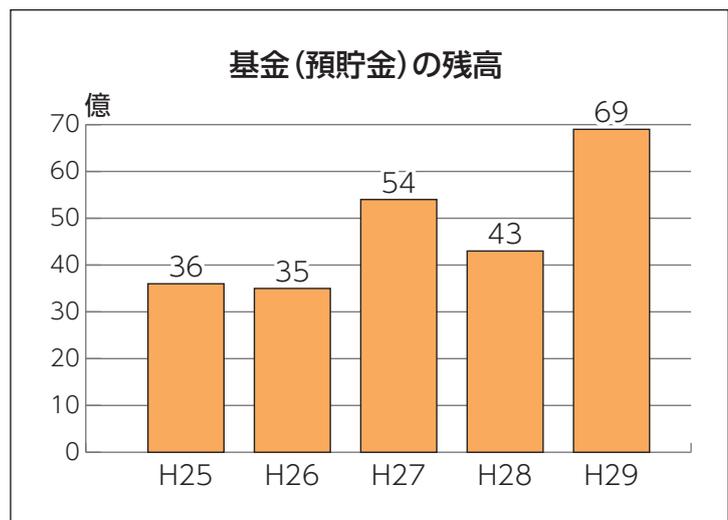
特定の事業を行うために、一般会計とは区別して経理される各会計の決算は下表のとおりです。決算の差引額については、それぞれ平成30年度へ繰り越しました。

会計	歳入 (前年度比)	歳出 (前年度比)	差引額	概要
国民健康保険事業特別会計	35億1,338万円 (▲3.3%)	32億8,781万円 (▲5.9%)	2億2,557万円	保険給付費
介護保険事業特別会計	21億4,759万円 (+3.9%)	20億5,565万円 (+6.6%)	9,194万円	介護サービスへの給付費
後期高齢者医療特別会計	2億5,111万円 (+8.7%)	2億4,890万円 (+11.0%)	221万円	後期高齢者医療広域連合への納付金
公共下水道事業特別会計	12億521万円 (+4.3%)	11億8,987万円 (+4.7%)	1,534万円	下水管布設工事費や処理場の維持管理費
農業集落排水事業特別会計	3億1,255万円 (▲0.6%)	3億443万円 (+0.2%)	812万円	4地区処理施設の維持管理費
水道事業会計 (収益的：営業面)	6億2,328万円 (+1.0%)	5億4,872万円 (+4.2%)	7,456万円	配水場の維持管理費

### 基金の残高

一般会計、特別会計を合わせた町全体の基金【預貯金】の平成29年度末残高は、**69億2,113万円**(前年度比：+25億7,139万円)となりました。なお、基金残高を町民1人あたりに換算すると、221,009円(+82,434円)となります。

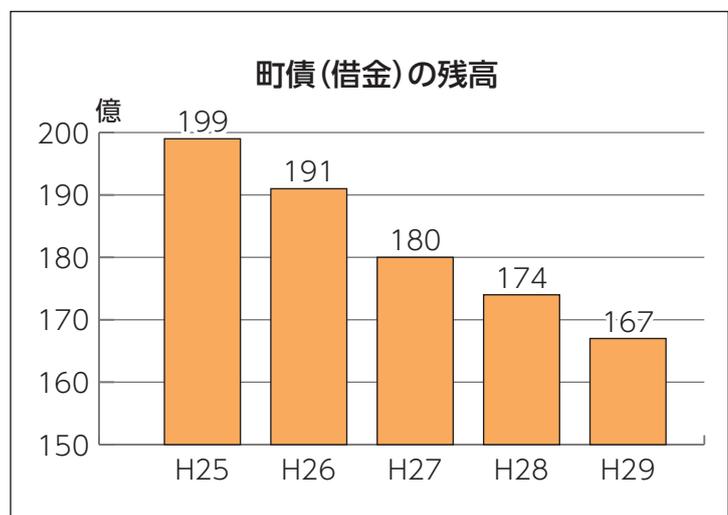
法人町民税収入等の増額分は、平成30年度以降予算の財源として活用していくために、財政調整基金(+16億700万円)、町債管理基金(+7億円)、新設された公共施設等総合管理基金(+2億円)にそれぞれ積み立てました。



### 町債の残高

一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた町全体の町債【借金】の平成29年度末残高は、**166億7,646万円**(前年度比：▲6億7,776万円)となりました。なお、町債の残高を町民1人あたりに換算すると、532,522円(▲20,354円)となります。

道路整備事業や小中学校の空調設備整備、公共下水道事業等のために、総額7億3,960万円を新たに借り入れしましたが、これは平成29年度の元金返済額14億1,736万円を大きく下回るため、総残高は引き続き減少しています。



# 町の健全化判断比率(平成29年度決算)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

結果としまして、健全化判断比率は4指標ともに「健全」段階となっています。

また、資金不足比率についても、全ての会計において、「健全」段階となっています。

## ①実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

## ②連結実質赤字比率

全ての会計を合算して、町としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

## ③実質公債費比率

町債(借金)の返済のために、町税等の経常的な収入がどれくらい使われているかを指標化し、町債による財政負担の度合いを示すもの。

## ④将来負担比率

町が将来に向けて負担することになるお金の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

「財政再生計画」を作り、国などの関与による確実な再生に取り組むこととなります。

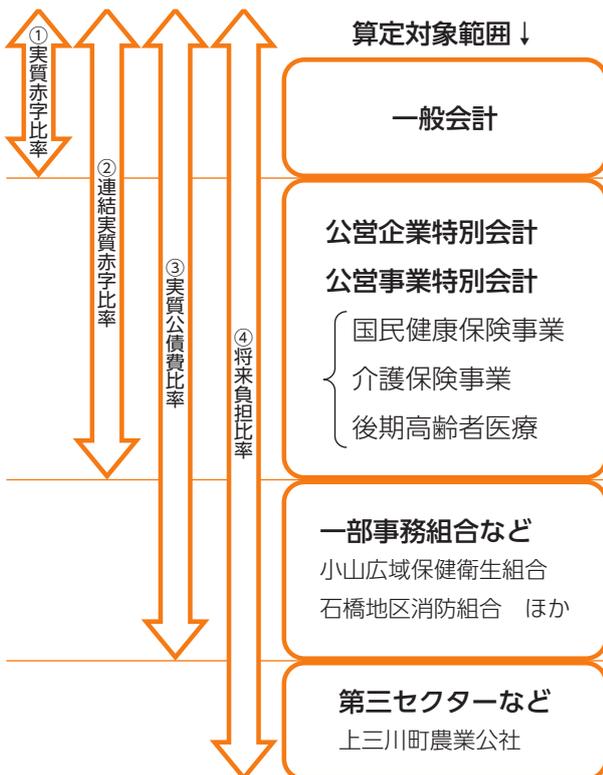
### 財政再生基準(レッドカード)

「財政健全化計画」を作り、自主的な改善努力による財政の健全化が求められます。

### 早期健全化基準(イエローカード)

健全化判断基準

指標	上三川町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (赤字なし)	14.10%	20.00%
②連結実質赤字比率	— (赤字なし)	19.10%	30.00%
③実質公債費比率 (3か年平均)	5.0%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	— (負担残高なし)	350.0%	—



資金不足比率

会計	上三川町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (資金不足なし)	20.00%
公共下水道事業特別会計	— (資金不足なし)	
農業集落排水事業特別会計	— (資金不足なし)	

### ※資金不足比率

公営企業特別会計(一般会計とは切り離して、独立採算制をとっています。)の資金不足を、公営企業の事業規模となる「料金収入」の規模と比較して指標化し、公営企業の経営状態の悪化の度合いを示すもの。「健全」段階と「経営健全化」段階との2つに区分されます。